

市営駐輪場

受け付けは3月22日から

市では、J・R成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の令和2年度利用許可申請を3月22日(日)から受け付けます。

日時と会場は表1の通り

対象車両は自転車、原動機付自転車(125cc以下)。J・R成田駅東口駐輪場は50cc以下)

利用期間は4月1日～3月31日

申請に必要な物

○市民は住所が確認できる物(運転免許証や保険証など)

○高校生以下の人は在籍を確認できる物(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)

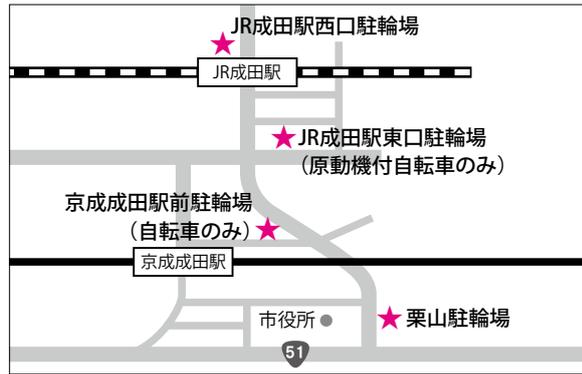
○使用料(表2の通り。つり銭のないように持ってきてください)

○自転車の車体番号と色を控えた物

○原動機付自転車のナンバーと車体の色を控えた物

○自転車は住所が確認できる物(運転免許証や保険証など)

○J・R成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している人はICカード
使用料の免除は次の人は使用料が免除となりますので、証明できる物を持ってきてください
 ○生活扶助を受けている人
 ○残留邦人などに対する支援給付を受けている人
 ○身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳のいずれかの交付を受けている人
 ○知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の入



○配偶者のない母親または父親で18歳未満の子を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の子
 ○特定疾患などにより長期にわたり治療を必要とする人
 ※申請は1人1台限りです。駐輪場の併用はできません。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。
ジェネリック医薬品
切り替えて自己負担額が軽減
 ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬の特許期間経過後に新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。
 市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。
 通知の対象は20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる

人です。
 ※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。
多量のごみ処理
集積所に出さないで
 引っ越しなどで出る多量のごみや資源物を各地区のごみ集積所に出すと、周囲の迷惑になることがあります。処理施設へ直接持ち込むか、成田市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ処理を委託してください。また、ごみの中には衣類や布類、紙類など、リサイクルできる資源物が多く含まれていることがあります。正しい分別を心掛けましょう。
処理施設へ自己搬入する場合
 ○可燃ごみ：成田富里いずみ清掃工場(☎36・1689)
 ○資源物：リサイクルプラザ(☎36・1000)
受付日時は月・土曜日(祝日を含む)午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

表1 日時と会場

期日	時間	会場	対象
3月22日(日)	午前9時～午後3時	市役所6階 大会議室	市民
3月23日(月)から (土・日曜日、祝日を 除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	市役所2階 交通防犯課	市民、 市民以外の人
3月29日(日)	午前9時～正午		

表2 使用料(年間1台当たり)

種類	市民		市民以外の人	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
自転車	3,140円	1,570円	6,280円	3,140円
原動機付自転車	5,230円	2,610円	1万470円	5,230円

医療費通知

3月下旬に送付

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。

これは、11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。
※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

子ども会連絡会

加入団体の活動を助成

子ども会連絡会では、入会説明会を開催します。加入団体は活動助成を受けられるほか、活動保険への加入や主催事業への参加ができます。

日時 3月17日(火) 午前10時～正午

会場 市役所6階大会議室

対象 市内の子どもの会の代表者、子ども会の活動に興味のある人

※申し込みは子ども会連絡会事務局(生涯学習課・☎20・1583)へ。

極左暴力集団のアジト

不審に思ったら連絡を

県警では、テロ・ゲリラ事件を引き起こす極左暴力集団のアジト摘発に向けた取り組みを行っています。

極左暴力集団は、善良な市民を装い、マンションやアパートに潜んでいます。発見には皆さんの協力が不可欠です。身の回りで「何か変だな」と少しでも思うことが

あったら、迷わず110番または成田警察署(☎27・0110)へ連絡してください。

極左暴力集団には次のような特徴があります。

- 入居早々、ドアや窓の鍵の取り替えや補強をしている
- 単身または夫婦だけのはずなのに、ひそかに複数の人が出入りしている
- 昼間でもカーテンをして部屋の

- 早朝、深夜など人目がない時に外出している
- 部屋へ出入りする際、異常に周囲を気にしている

○近隣の住民と接しないようになっている

※くわしくは成田警察署へ。

印旛沼の水質保全

環境にやさしい農業を

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所では、環境にやさしい農業を目指し、印旛沼の水質保全につながる循環かんがい施設の整備などを進めています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らすことや、浅水代かきなどにより濁水の流出を

抑えることで、環境負荷が軽減されます。印旛沼の水質を守るため環境に配慮した農業に取り組みしましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大塚支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日・新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日にも各種

届け出を受け付けています。詳細は3ページで確認してください。
※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)

市長日誌

2月1日(土)～15日(土)

- 3日 成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会
- 5日 印旛都市広域市町村圏事務組合議会定例会
- 9日 消防出初式
- 10日 成田国際空港騒音対策委員会成田地区部会
- 12日 空港周辺道路美化活動
千葉県市町村総合事務組合議会定例会
ヴァンラーレ八戸FC 2次キャンプ歓迎セレモニー
- 13日 成田市制施行65周年記念行事
「新・BS日本のうた」公開収録
- 15日 シルバー祭り2020



出初式であいさつ(9日)

市・県民税と所得税

申告は3月16日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告を3月16日(月)まで次の通り受け付けています。混雑の状況によつては、時間内でも受け付けを終了する場合がありますので、注意してください。

市・県民税の申告⇨左表の通り
 所得税の確定申告⇨左表の会場と成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール、土・日曜日を除く午前9時~午後4時)

申告会場と受付日時

会場	受付日	受付時間
市役所6階 中会議室	3月16日(月)まで (土・日曜日を除く。ただし、3月1日(日)は受け付けます)	午前9時~正午 午後1時~4時
大栄支所2階	3月1日(日)~3日(火)	午前9時~正午
久住公民館	3月5日(木)	
三里塚コミュニティセンター	3月6日(金)	

後4時(提出は午後5時まで。ただし、3月1日(日)は受け付けます)。なお、次の人は成田税務署特設会場で確定申告をしてください。

- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)
- 分離課税(譲渡・配当等・先物・山林・退職所得)の申告をする人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 事業所得(営業・農業など)や不動産所得のある人は、収支内訳書を作成してください。また、平成30年分の収支内訳書(控用)も併せて持ってきてください。

医療費控除を受ける人は
 平成29年分確定申告から、領収書の提出は不要となりました。なお、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書が必要になりますので、作成して持ってきてください。

平成29年分確定申告から、領収書の提出は不要となりました。なお、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書が必要になりますので、作成して持ってきてください。

雑損控除を受ける人は

り災証明書や修繕費の領収書、損害保険金の振込通知など、被害状況や損害額、補填される金額などが確認できる物を持ってきてください。なお、確定申告をしない人が雑損控除を含む市・県民税の申告をする場合は、市役所6階中会議室でのみ受け付けとなります。
マイナンバーの記載が必要です

市・県民税、所得税の申告にはマイナンバーの分かる物と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要で、扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバーを記載してください。

※くわしくは所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)、市・県民税については市民税課(☎20・1513)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、

使用者変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡してください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。
 ホームページ⇨<https://www.je-net.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイト⇨
<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。
不要な自動車
処分は適切に

道路などに放置された自動車は通行の妨げになり、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。

市では一成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。
 ※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

運転免許証の自主返納

やまざまな特典も

県警では、高齢運転者に運転免許証の自主的な返納を呼び掛けています。自主返納すると、バスやタクシーといった公共交通機関の運賃割引や、施設利用料の割引などの特典を受けることができます。市内でも、千葉交通と成田空港交通のバス乗車運賃が半額に、タクシーの乗車運賃が1割引になります。

自分の運転に不安を感じたとき、家族から事故が心配と言われたときなどには、運転免許証の自主的な返納を検討してください。
 ※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。